

第2次
永平寺町
環境
基本計画
-改定版-

禅の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ

令和5年3月

永平寺町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の考え方	1
1-2 環境未来像	2
1-3 計画期間	2
1-4 計画の対象	3
1-5 計画とSDGsの関係	3
1-6 永平寺町の環境と最近の環境問題の動向	5
 第2章 基本施策と行動計画	 8
2-1 自然共生社会の推進	10
2-2 循環型社会の推進	13
2-3 脱炭素社会の推進	16
2-4 生活環境の保全	21
 第3章 重点施策と行動計画	 23
3-1 サクラマスやホタル等を指標とした水辺環境の保全・活用	23
3-2 地域資源を活用した高齢化・健康社会への適応	25
 第4章 計画の推進	 27
4-1 推進体制	27
4-2 環境担い手の育成と確保	28
4-3 取組実施ゾーン	29

資料編

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の考え方

本町では、平成20年に最初の永平寺町環境基本計画を策定しました。その後、平成30年に、令和9年までの10年間を計画期間とした第2次永平寺町環境基本計画（以下、「第2次計画」）を策定しました。計画策定以降、国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）や脱炭素社会の実現に向けた取り組み、プラスチック対策など、環境問題とその対策をめぐり状況は日々変化しています。

こうしたなか、第2次計画が令和5年度に計画期間の中間年を迎えることから、重点的な取り組みが求められる地球温暖化問題や新たな環境問題への対応、地域特性に応じた施策を推進するため、「環境基本計画」と「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を併せ持つ、「第2次永平寺町環境基本計画 改定版」（以下、「本計画」）に改定します。

本計画は、第2次計画を基本とし、「持続可能な永平寺町」を実現することを目指し、永平寺町環境基本条例（平成19年6月制定）の基本理念を踏まえて策定するとともに、第2次永平寺町総合振興計画（平成29年3月策定）を環境面から推進するための「計画と施策」を示します。

縦割りの個別施策では、持続可能な社会を実現することは難しく、複数の施策を横断的に実現する行動が必要です。そこで、第2章では全体の取組概要に加えて主体別（町、町民・団体、事業者、学校）の取組項目を示すとともに、第3章では分野横断的な行動計画として重点施策を示します。

計画改定（中間見直し）のポイント

▶ 環境行政を取り巻く社会状況の変化への対応

SDGsや脱炭素社会の実現に向けた取り組みなど、環境行政を取り巻く新たな環境問題への対策や地域特性に応じた施策を盛り込みます。

▶ 新たに地球温暖化対策実行計画を追加

近年、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化しており、本町においても重点的に進める必要があることから、環境基本計画内に新たに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を追加します。

1-2 環境未来像

永平寺町が目指す環境の未来像は、前項の考え方を踏まえて以下のとおりとします。

環境未来像

禪の心が息づく 持続可能なまち えいへいじ

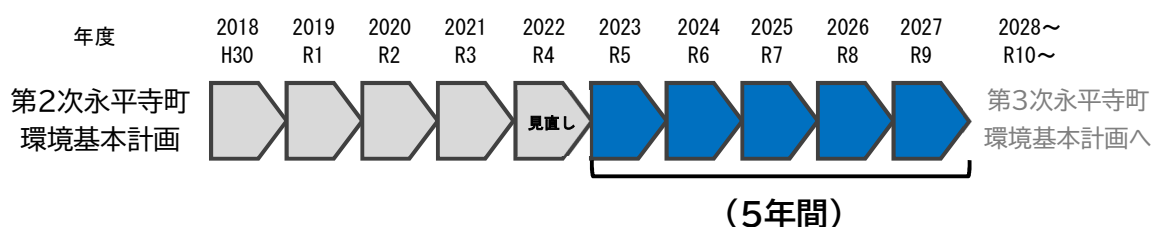
この環境未来像に示された「禪の心」には、資源の大切さや物のありがたさを感じ無駄を省くとともに、自然に対する感謝と畏敬を町民一人ひとりの心の中に息づかせ、持続可能でかつ人々が互いに心豊かな時間を共有できる地域社会を創造し、将来の世代に引き継ぐという思いを込めています。

そのためには、一人ひとりが地球環境保全の大切さを人類共通の重要課題として深く認識し、多様な環境資源のある永平寺町という地域とその抱える問題をよく知り、自ら進んで生活様式や社会経済活動を見直すなかで環境意識を高めながら、環境活動の実践を目指します。このことが持続可能な社会を築く礎(いしずえ)になると考えます。

1-3 計画期間

第2次計画全体の期間は、平成30年から令和9年までの10年間となっており、今回の見直しに伴う計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)については、国の地球温暖化対策計画で示されている基準および目標と整合を図り、基準年度を平成25年度、目標年度を令和12年度としますが、本計画末である令和9年度時点での目標も示します。



本計画の計画期間

1-4 計画の対象

本計画で対象とする環境の範囲は以下のとおりです。

計画の対象分野

自然環境	森林(竹林)、生物多様性(野生動植物等の生息環境の保全、野生鳥獣対策、外来種対策)、環境負荷低減に向けた農業、景観 など
資源循環	3R + Renewable(リニューアブル:再生可能な資源に替える)、食品ロス削減、地産地消 など
地球環境	地球温暖化対策(緩和策、適応策) など ※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に位置付け
生活環境	大気、水質、騒音・振動、化学物質、不法投棄対策、美化・緑化活動、公共下水道の普及・維持管理 など
人づくり	環境教育・活動による人材育成・確保、情報収集・提供、環境美化推進員の育成 など

「歴史・文化」については、具体的な方策を示している関連計画(第二次永平寺町総合振興計画や永平寺町景観計画)を参照することとし、「地球環境」については、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に位置付けることとします。

1-5 計画とSDGsの関係

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される国際社会共通の目標です。

SDGsは、先進国・途上国全ての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた「誰一人取り残さない」社会を目指す世界共通の目標で、目標の達成に向けて取り組みを進めることは、現状の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために「持続可能な永平寺町」を実現することにもつながります。

本計画で示す基本施策は、SDGsのゴールの達成や「持続可能な永平寺町」の実現にもつながるものであり、今後はSDGsと関連付けて進めることとします。



資料:国連広報センター

SDGsの17のゴールの紹介

目標	内容	目標	内容
 1 貧困をなくそう	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 10 人や国の不平等をなくそう	10.人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する。
 2 飢餓をゼロに	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 11 住み続けられるまちづくりを	11.住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
 3 すべての人に健康と福祉を	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 12 つくる責任 つかう責任	12.つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
 4 質の高い教育をみんなに	4.質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 13 気候変動に具体的な対策を	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	 14 海の豊かさを守ろう	14.海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 15 陸の豊かさも守ろう	15.陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 16 平和と公正をすべての人に	16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
 8 働きがいも経済成長も	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを構築し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。		

資料:国連広報センター

1-6 永平寺町の環境と最近の環境問題の動向

ここでは、永平寺町の環境や最近の環境問題の動向を整理します。

地域概況

町の概況

- ・令和4年10月現在、本町の人口は、18,701人、世帯数は7,407世帯となっています。近年は、核家族化が進行しています。(福井県の人口と世帯)
- ・将来、町では人口減少および少子高齢化が進行すると予測されています。(国立社会保障・人口問題研究所)
- ・土地利用では、山林面積が65.3%と半数以上を占めており、第2次計画策定時である平成30年度と比較すると、土地利用に殆ど変化はありませんが、田がわずかに減り宅地が増えています。(福井県統計年鑑)
- ・就業人口は平成12年から平成22年までは減少傾向にあったものの、平成27年以降は緩やかな増加傾向にあります。産業別就業割合は、第3次産業が70.3%(R2)と半数以上を占めています。(福井県統計年鑑)

計画の方向性

- 町の大半を占める山林の保全・活用
- 教育機関や事業者、町民など各主体との連携強化
- 人口減少や少子高齢化の進行に伴う環境保全活動の担い手不足への対応



環境特性

自然環境

- ・本町にはオオタカやサケ、サクラマスなど165種の貴重な生きものが生息・生育しています。(改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物)
- ・特にサクラマスやホタルについては、地域と連携して保全活動を進めています。
- ・農林水産業の担い手の高齢化・減少やライフスタイルの変化などによって自然に対する働きかけが縮小し、森林や農地などの荒廃が進んでいます。
- ・荒廃が進むことで人の手によって維持されていた環境に依存する種の減少や、イノシシ・ハクビシンなどの個体数増加による農作物被害など人の暮らしや生物多様性に影響を与えています。
- ・令和2年3月現在、本町には327件の空き家があり、今後も増加すると予想されています。空き家が増えることで周辺景観の悪化や害獣・害虫の発生などにつながる可能性があります。(永平寺町空き家等対策計画)

計画の方向性

- 生物多様性(身近な山や農地、九頭竜川など)の保全と維持管理
- 景観の保全・活用
- サクラマスやホタルなど貴重な動植物の保全
- 外来種や有害鳥獣への対応
- 自然とふれあう場や機会の充実



九頭竜川と緑の山々

資源循環

- ・令和2年度のごみ総排出量は5,344tで、近年で最も少なくなっています。過去5年間の推移をみると、平成30年度以降は減少傾向にあります。(環境省「一般廃棄物処理実態調査」)
- ・ごみ減量化・資源化に向けて、古紙回収を実施した団体に奨励金を交付するなど取り組みを進めています。
- ・また、動画による段ボールコンポストの作り方の紹介や、生活排水を農業集落排水処理場で脱水乾燥させた乾燥汚泥肥料「もこもこ」(1袋10キログラム)の無料配布を行っています。

計画の方向性

- ごみの削減・資源化に向けた対策の充実



乾燥汚泥肥料「もこもこ」

地球環境

- ・町全体の令和元年度の温室効果ガス排出量は、約126.8千t-CO₂となっています。排出量の推移をみると、平成26年度をピークに緩やかな減少傾向にあります。(環境省「自治体排出量カルテ」)
- ・温室効果ガス排出量を部門別にみると、運輸部門が最も多く、次いで家庭部門、業務その他部門、産業部門、廃棄物部門の順に多くなっています。
- ・固定価格買取制度(新規認定)に基づく本町の令和3年度の再生可能エネルギーの導入容量は、約4,719kWとなっており、その全てが太陽光発電となっています。(資源エネルギー庁)

計画の方向性

- 温室効果ガス排出量の削減に向けた対策の充実
- 運輸部門や家庭部門、業務その他部門への対策の充実
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 適応策として、防災対策・熱中症対策の推進

生活環境

- ・令和3年3月現在の下水道普及率は、99%、水洗化率は98%となっており、県下でも上位にあります。
- ・地域周辺住民による河川清掃活動が行われており、水質の保全につながっています。
- ・町内の2地点(松岡局・吉野局)で大気環境に関する5項目の観測を行っており、過去5年間、いずれの項目も良好な状況で推移しています。(福井県衛生環境研究センター)
- ・令和3年度の公害苦情件数は21件で、野焼きなど大気汚染に関することが最も多くなっています。

計画の方向性

- 大気、水などの調査の継続と対策の充実
- 公害苦情への対応



野外焼却(野焼き)の事例

環境教育・学習

- ・将来を担う子どもたちの環境に関する意識醸成に向けて、各小学校で様々な環境教育を行っています。

計画の方向性

- 環境教育・学習の継続と取り組みの拡大

計画の進捗状況

第2次計画

- ・令和3年度において、30の指標のうち、目標を達成したのは11指標となっています。(※令和2、3年度の一部実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響あり)
- ・環境指標について、「間伐面積」や「永平寺門前町における電線の地中化」など既に目標を達成した指標や事業が終了した指標があり、目標値や指標項目を見直す必要があります。
- ・循環型社会に関する取り組みについて、国が提唱している3Rにとりまとめます。

計画の方向性

- 指標の見直し
- 施策内容・体系の見直し

国内外の環境動向

持続可能な社会の形成

- ・平成27年、国連サミットにおいて持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

資源循環問題

- ・国内においては食料の多くを海外に頼りながら、依然として食品ロスが大量に発生しています。
- ・近年のプラスチック問題に関する関心の高まりやプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、3Rに加えて Renewable(リニューアブル:再生可能な資源に替えること)についても対策を進める必要があります。

地球温暖化問題

- ・国は「温室効果ガスの排出量を令和32(2050)年までに実質ゼロにする」方針を発表しています。
- ・県も同様の宣言を行っており、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めています。

第五次環境基本計画

- ・環境に関する様々な取り組みが有機的につながり、循環する「地域循環共生圏」の実現が掲げられています。

計画の方向性

持続可能な社会の形成

- SDGsとの整合

資源循環問題

- 食品ロス削減対策の充実
- プラスチック対策の充実

地球温暖化問題

- 国や県の「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする」取り組みへの対応
- 気候変動への対応

第五次環境基本計画

- シェアリングエコノミーやサーキュラーエコノミーの普及

第2章 基本施策と行動計画

本章では、持続可能な社会を構成する自然共生社会、循環型社会、脱炭素社会を実現するための施策、および生活環境の保全のための施策を提示します。

それぞれの施策のなかでは、行動計画をあげるとともに環境指標を表としてまとめています。なお、「取組項目と実施主体」の表における主体について、「町」は行政、「町民・団体」における団体は特定非営利活動法人(NPO法人)や環境団体など、「事業者」は企業、自営業、農業協同組合や漁業協同組合など、「学校」は小中高校、大学、その他教育機関を意味します。

ページの見方



直接的に関連する SDGsのゴールと間接的に関連するSDGsのゴールをアイコンで示しています。

2-1 自然共生社会の推進

地域の豊かな自然や多様な生きもの、自然がもたらす食料や景観などの恵み(地域資源)について、守り育て将来に伝えるために、自然環境や生態系を保全・保護する活動や、里地里山の豊かな自然や地域資源の活用等を推進します。

施策の柱の概要を示しています。

(1)生物多様性の保全・活用

森林や農地は、土砂災害の防止、水源のかん養、多様な生きものの生息・生育場所、環境教育の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

浄法寺山周辺の山並みなど、町内の優れた森林の保全に向けて森林保育事業(間伐、枝打ちなど)や伐採適齢期を迎えた森林の主伐再造林を推進します。また、農地においては多面的機能支払制度を活用した支援や担い手の育成により適切に維持管理を行うとともに、農地の荒廃防止および農地周辺の生態系の保全につなげます。

九頭竜川を始めとする環境においては、「九頭竜川クリーンアップ作戦」等の清掃活動を推進し、水質や水生生物の保全につなげます。

上記に示す多様な自然の維持管理・保全活動を通じて、町内の多種多様な生きものの保全につなげます。

町内の山々や河川、農地については、農林水産体験などの環境学習や観光の場として利活用を推進します。

基本施策の概要を示しています。



九頭竜川と緑の山々



生きものの観察会

○取組項目と実施主体

◎:主体として取り組む ○:協力・参加する 空白:必要に応じて参加・協力する

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
森林や農地、河川など自然環境の保全	○	◎	◎	○
絶滅のおそれのある野生動植物等の保全	○	◎	○	○
野生鳥獣による農林業被害への対応	◎	◎	○	○
外来種対策の推進	◎	◎	○	○
環境負荷低減に向けた農業の推進	○	◎	◎	○
ドローンやAIの活用など労働負荷低減につながる農業の推進	○	◎	◎	◎
地域の風習・伝統行事の参加・協力や伝承料理の保存	○	◎	○	○
景観づくりの推進	○	◎	○	○

施策の柱の実現に向けて、主体別(町、町民・団体、事業者、学校)の取組項目を示しています。

○環境指標

項目	単位	現状(R3)	目標(R9)
間伐面積(除伐面積含む、2016年度からの累計)	ha	230	530
狩猟・銃免許新規取得者数	人 / 年	2	3
有害鳥獣捕獲頭数(外来動物含む)	頭 / 年	395	(※1)
外来動物駆除頭数(ハクビシン・アライグマ・ヌートリア)	頭 / 年	23	(※1)
特別栽培米(※2)の作付面積	ha / 年	44.4	70
伝承料理(油桐の葉っぱ寿司等)講習会開催数(※3)	回 / 年	0	5

(※1)目標値を設けず、経年推移や増減要因を把握する項目とする。

(※2)農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従い、減農薬栽培など特色ある方法で栽培された米。

(※3)伝承料理(油桐の葉っぱ寿司等)講習会開催については、各公民館での活動支援を実施していく。

施策の柱の進捗状況を把握するための、指標を示しています。

目標の設定が困難な指標項目については、目標値を示さず、経年推移や増減要因を把握します。

本計画の施策体系

禅の心が息づく

持続可能なまち

えいへいじ

施策の柱

基本施策

関連する SDGs

基本施策と行動計画

自然環境

自然共生社会の推進

- 生物多様性の保全・活用
- 絶滅のおそれのある野生動植物等の生息環境保全
- 野生鳥獣や外来種対策の推進
- 環境・労働負荷の低減に向けた農業の推進
- 地域資源の保全・活用



資源循環

循環型社会の推進

- 3R+Renewable の推進
▼Reduce(発生抑制)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(再資源化する)、Renewable(再生可能な資源に替える)
- 食品ロスの削減
- 食の地産地消の推進



地球環境

脱炭素社会の推進

地球温暖化対策実行計画 区域施策編

- 緩和策の推進
▼再生可能エネルギーの推進、移動に係る対策の推進、国民運動「クールチョイス」の推進、住宅・ビル等の省エネルギー対応、二酸化炭素吸収源対策の推進
- 適応策の推進
▼防災まちづくりの推進、熱中症予防の推進、その他適応策の推進



生活環境

生活環境の保全

- 公害の防止、対応
- 野外焼却(野焼き)の禁止
- 不法投棄やポイ捨て、ふん害等の防止の推進
- 町民一斉清掃・九頭竜川クリーンアップ作戦、花いっぱい運動の推進
- 公共下水道の普及・維持管理の推進



計画の推進

人づくり

環境担い手の育成と確保

- 学校と地域が連携した環境教育の実践
- 環境活動に対する情報収集・提供
- 環境美化推進員の育成





2-1 自然共生社会の推進

地域の豊かな自然や多様な生きもの、自然がもたらす食料や景観などの恵み(地域資源)について、守り育て将来に伝えるために、自然環境や生態系を保全・保護する活動や、里地里山の豊かな自然や地域資源の活用等を推進します。

(1)生物多様性の保全・活用

森林や農地は、土砂災害の防止、水源のかん養、多様な生きものの生息・生育場所、環境教育の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

浄法寺山周辺の山並みなど、町内の優れた森林の保全に向けて森林保育事業(間伐、枝打ちなど)や伐採適齢期を迎えた森林の主伐再造林を推進します。また、農地においては多面的機能支払制度を活用した支援や担い手の育成により適切に維持管理を行うとともに、農地の荒廃防止および農地周辺の生態系の保全につなげます。

九頭竜川を始めとする水環境においては、「九頭竜川クリーンアップ作戦」等の清掃活動を推進し、水質や水生生物の保全につなげます。

上記に示す多様な自然の維持管理・保全活動を通じて、町内の多種多様な生きものの保全につなげます。

町内の山々や河川、農地については、農林水産業体験などの環境学習や観光の場として利活用を推進します。



九頭竜川と緑の山々



生きものの観察会

(2)絶滅のおそれのある野生動植物等の生息環境保全

本町にはアラレガコ(標準和名:カマキリ、環境省絶滅危惧Ⅱ類)やサクラマス(環境省準絶滅危惧種)、ヒダサンショウウオ(環境省準絶滅危惧種)など絶滅のおそれのある野生動植物が多数生息・生育しています。こうした絶滅のおそれのある野生動植物について、各主体と連携して保全・保護を推進します。



アラレガコ

(3)野生鳥獣や外来種対策の推進

イノシシなど有害鳥獣による農林業への被害を防止する対策や捕獲体制を整備します。なお、町内にはジビエを加工・販売している事業所があります。

外来種のアライグマやハクビシンの捕獲、特定外来生物に指定され生態系等への被害をおよぼすオオキンケイギクやコクチバス等の駆除や、その周知を推進します。

(4)環境・労働負荷の低減に向けた農業の推進

環境への負荷の低減や安全な農作物を生産するため、国・県・町の支援策の活用によって化学肥料や化学合成農薬の使用低減を促進します。

農業を担う人材の高齢化・人材不足に対応するため、農地の集積を進めるとともに、ドローンやAIの活用、また、地域大学と連携して大学生を活用するなど労働負荷の低減に努めます。

(5)地域資源の保全・活用

自然がもたらす多様な恵みは、水や食料、木材といった単純な資源に限らず、それぞれの地域の風土に育まれ、本町の優れた伝統(食)文化やまちなみの形成にもつながっています。こうしたかけがえない地域資源について、伝統料理の保存や空き家対策など永平寺町景観計画や永平寺町空き家等対策計画と連携しながら保全・活用を進めます。



油桐の葉っぱ寿司

○取組項目と実施主体

◎:主体として取り組む ○:協力・参加する 空白:必要に応じて参加・協力する

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
森林や農地、河川など自然環境の保全	○	◎	◎	○
絶滅のおそれのある野生動植物等の保全	○	◎	○	○
野生鳥獣による農林業被害への対応	◎	◎	○	
外来種対策の推進	◎	◎	○	○
環境負荷低減に向けた農業の推進	○	◎	◎	
ドローンやAIの活用など労働負荷低減につながる農業の推進	○	◎	◎	◎
地域の風習・伝統行事の参加・協力や伝承料理の保存	○	◎	○	○
景観づくりの推進	○	◎	○	

○環境指標

項目	単位	現状 (R3)	目標 (R9)
間伐面積(除伐面積含む、2016年度からの累計)	ha	230	530
狩猟・銃免許新規取得者数	人 / 年	2	3
有害鳥獣捕獲頭数(外来動物含む)	頭 / 年	395	(※1)
外来動物駆除頭数(ハクビシン・アライグマ・ヌートリア)	頭 / 年	23	(※1)
特別栽培米(※2)の作付面積	ha / 年	44.4	70
伝承料理(油桐の葉っぱ寿司等)講習会開催数(※3)	回 / 年	0	5

(※1)目標値を設けず、経年推移や増減要因を把握する項目とする。

(※2)農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従い、減農薬栽培など特色ある方法で栽培された米。

(※3)伝承料理(油桐の葉っぱ寿司等)講習会開催については、各公民館での活動支援を実施していく。

◆Reuse(リユース):繰り返し使う

物を修理して大切に使えば、長い間使えます。自転車など修理して使えるものは、町内販売店で修理し、再使用する行動の啓発を進めます。自身や子供といっしょに行うDIY(Do It Yourself)や日曜大工の時間を作るなどの行動を促進します。

使わなくなった衣類などは、リサイクルショップに持ち込むなど、再使用を促進します。

また、リサイクル市や古本市にあわせ、地域や学校等が行っている古本や制服の回収などの活動を促進します。

◆Recycle(リサイクル):再資源化する

紙類は家庭系の燃やせるゴミの約半分、そのうち約36%はリサイクル可能な雑がみ(チラシ、はがき、封筒、包装紙等)であり、全県的な雑がみ分別運動に沿って行動する必要があります。紙類のごみを減らすため、雑がみに関する廃棄方法の周知を行います。

日常的に利用している食品トレーやパッケージについて、削減・分別・回収の徹底により、トレー類のごみの抑制・資源化を推進します。

町では、資源の有効利用やごみの減量化による廃棄物処理費の低減を図ることを目的として、町内の地域住民で組織する団体が実施する町内各家庭からの古紙等回収に対する支援を行います。

◆Renewable(リニューアブル):再生可能な資源に替える

限りある資源を効率的に利用するため、サーキュラーエコノミー(循環経済)の考え方の普及を進めるとともに、プラスチック製容器包装・製品について再生木材や紙、バイオマスプラスチックといった再生可能資源への切り替えや利用が進むよう啓発を進めます。

(2)食品ロスの削減

家庭系の燃やせるごみの約38%が食品廃棄物で、そのうち約25%が食品ロス、いわゆる消費・賞味期限切れや食べ残しであると言われています。食品ロス削減に向けて、県が推奨している「おいしいふくい食べきり運動」に取り組んでいきます。

町では、各種団体と連携した料理教室等の活動や飲食・宿泊業者と連携して、食べ残しをなくします。また、地元の伝承料理(葉っぱ寿司等)に関する食育や、永平寺の精進料理の考え方(食材をおろそかにせず切れ端まで大事に使いきる)と、食べきり運動を関連付けて取り組みます。

廃棄物の減量化対策の一環として、フードドライブの推奨を行うとともに、家庭から排出される生ごみの有効利用を促進するため、家庭における段ボールコンポストの普及に対する支援を行います。



段ボールコンポストの啓発動画

段ボールコンポスト啓発動画の
QRコード



(3)食の地産地消の推進

野菜など町内産・県内産の食料は、安全性や鮮度が高く安心しておいしく食べられることから、捨てる部分を少なくでき廃棄物の減量化に寄与することに加え、それらの輸送距離が短いことから軽油やガソリンなどエネルギーの消費抑制にも貢献できます。こうしたことから、より一層、学校給食などにおける地産地消を推進します。

○取組項目と実施主体

◎：主体として取り組む ○：協力・参加する

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
ごみ分別の徹底(*)	○	◎	◎	○
リサイクル市や古本市などの展開、リユースショップの利用	○	◎	○	◎
再生可能な資源による包装・製品の普及啓発	◎	◎	◎	○
食育等を通じた食品ロスの削減	○	◎	○	○
食の地産地消の推進	○	◎	○	○

(*)ごみの適正処理を推進するとともに、生ごみの水切りなどによって排出量の削減に取り組めます。

○環境指標

項目	単位	現状 (R3)	目標 (R9)
1人1日当たりのごみ排出量(*1)	g / 日	824	690
フリーマーケット(リサイクル市や古本市)の開催	回 / 年	3	3
家庭ごみのリサイクル率(*2)	% / 年	17.5	25
古紙回収量	t / 年	154	350
学校給食での地産地消率	% / 年	43.8	50

(*1)1人1日当たりのごみ排出量は、集団回収量を含んで算出しています。

1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365 日

(*2)リサイクル率は、集団回収量および店頭回収量を含んで算出しています。

リサイクル率＝(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量+店頭回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量+店頭回収量)



2-3 脱炭素社会の推進

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

脱炭素社会への転換に向けて、緩和策と適応策を推進します。緩和策としては、再生可能エネルギーの導入、徒歩・自転車や公共交通機関の利用促進など移動に係る対策、住宅等における省エネ等の取り組みを推進します。適応策としては、頻発・激甚化する台風や集中豪雨などの災害に強い防災まちづくりを推進するとともに、熱中症対策などの啓発を進めます。

(1) 基本的事項

○基準年度および目標年度

基準年度および目標年度は、国の地球温暖化対策計画と整合を図り、以下のとおり設定します。なお、目標については、本計画の期間である令和9年度時点での目標も参考として示します。

基準年度>>平成25(2013)年度

目標年度(短期)>>令和12(2030)年度

目標年度(長期)>>令和32(2050)年度

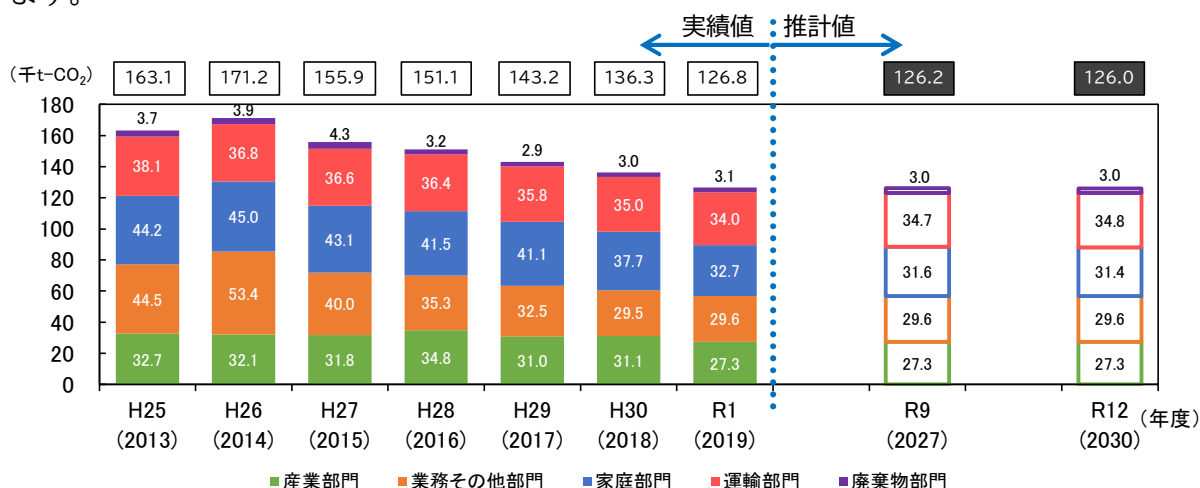
○算定対象

本計画で対象とする部門は、以下のとおりです。

対象部門	概要
産業部門	第1・2次産業(農林業、鉱業、建設業、製造業)
業務その他部門	第3次産業、地方公共団体
家庭部門	家庭生活に関すること
運輸部門	各部門の移動に関すること(バス、タクシーなどを含む自動車全般、鉄道)
廃棄物部門	各部門からの廃棄物処理に関すること

(2)永平寺町の将来の温室効果ガス排出量

これまで実施してきた温暖化対策のみを継続し、新たな温暖化対策を実施しない場合、計画期間の最終年度である令和9年度と目標年度である令和12年度における本町の温室効果ガス排出量は、現状と変わらず、それぞれ約126千t-CO₂に留まる予測となっています。



将来の温室効果ガス排出量推計結果

(3)温室効果ガス排出削減目標

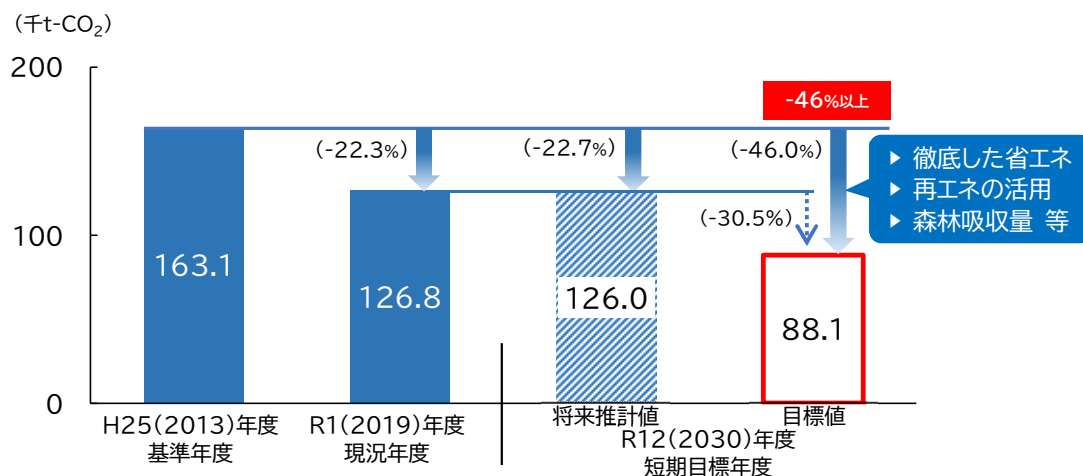
町域全体の温室効果ガス排出削減目標は、地域による温室効果ガスの排出特性や国の地球温暖化対策計画などを踏まえ、以下のとおり設定します。

○短期目標:令和12(2030)年度

平成25(2013)年度比で、**46%以上** 削減することを目指します。
※令和9年度時点では、平成25(2013)年度比39.5%削減を目指します。

○長期目標:令和32(2050)年度

温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**にすることを目指します。



(4)基本施策

①緩和策の推進

温室効果ガスの排出削減と二酸化炭素吸収源対策の普及に向けて、省エネ対策や、再生可能エネルギーの導入、植物による二酸化炭素の吸収源対策などを推進します。

◆再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギー(太陽光・小水力・バイオマス等)は環境にやさしいエネルギーです。本町ではすでに全7小学校に太陽光発電設備を、また上志比文化会館と松岡福祉総合センターに木質バイオマスボイラーを導入しています。

脱炭素社会の実現に向け、新たな再生可能エネルギー導入手法(PPAなど)も含め、積極的な取り組みを推進します。



バイオマスボイラー(上志比文化会館)

◆移動に係る対策の推進

永平寺町を含め、福井県は全国有数のクルマ社会です。クルマに頼り過ぎている生活を見直し、公共交通機関や自転車、徒歩などで移動する「カーセーブ」の取り組みや、最寄り駅でクルマから公共交通機関に乗り換えて移動するパーク・アンド・ライドの利用を促進します。

運転に不安を感じる高齢ドライバーが免許を自主返納することによって、タクシー・電車・バスの割引サービス等を受けられる福井県の制度「高齢免許返納者サポート制度」の利用を促します。

車の利用については、エコドライブ(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等)の実践を通して省エネルギーを推進します。また、電気自動車急速充電器等の充電インフラを整備し、次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等)や低燃費・低排出ガスの環境性能に優れた自動車の導入を促進します。



電気自動車急速充電器
(道の駅「禅の里」)

◆国民運動「クールチョイス」の推進

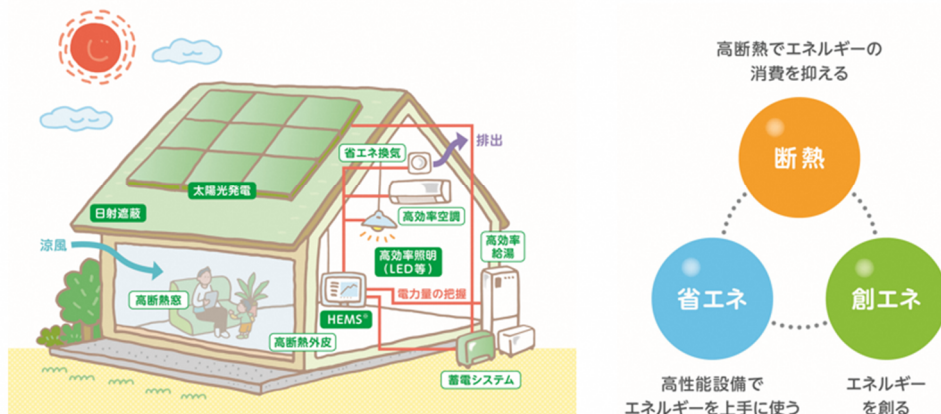
体調に無理のない範囲での「クールビズ」や「ウォームビズ」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「クールチョイス(COOL CHOICE)」の推進を通じたライフスタイルの転換を呼びかけていきます。電力需要の高まる夏場(冬場)については、公共施設や商業施設などの涼しい(暖かい)場所に出かけることなどにより、消費電力を抑えるクールシェアやウォームシェアといった取り組みを推進します。

◆住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、ZEH(Net Zero Energy House)やZEB(Net Zero Energy Building)の選択を促進します。エネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づく住宅や建築物における省エネルギー基準を踏まえた断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減など、的確な設計施工を促進します。また、エコ住宅の新築や断熱改修等のエコリフォームを促進します。

創るエネルギー ≥ 使うエネルギー Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

高い断熱性能をベースに太陽光発電などの設備でエネルギーを創出し、省エネ設備などでエネルギーを効率的に使うことで年間一次消費エネルギーの収支ゼロを目指す住まいです。



※HEMS (Home Energy Management System)

エアコンや照明などの電気を使う家電製品と太陽光発電システムなどの創エネ機器、発電した電気を蓄えるリチウムイオン蓄電池などの蓄エネ機器をネットワーク化し、家全体のエネルギーを管理するシステム

出典：資源エネルギー庁HP「省エネポータルサイト」を参考に作成

ZEHのしくみ(COOL CHOICE ホームページ 環境省)

◆二酸化炭素吸収源対策の推進

本町の面積の約6割を占める森林は、大気中の二酸化炭素を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化防止に貢献しています。また、木材は、製造時等のエネルギー消費が少ない資材であるとともに、カーボンニュートラルなエネルギー源(*)としても活用されています。

森林による二酸化炭素吸収量の維持・増加に向けて、森林保育事業(間伐、枝打ちなど)を推進します。

(*)木材は、燃やした際に二酸化炭素を排出しますが、それは樹木が光合成の過程で大気から吸収した二酸化炭素であり、大気中の二酸化炭素の量を増やすことはありません。この特性から、カーボンニュートラルなエネルギーとして注目されています。

②適応策の推進

既に起こりつつある気候変動影響の防止・軽減に向けて、防災まちづくりや熱中症対策などを推進します。

◆防災まちづくりの推進

頻発・激甚化する台風や集中豪雨などの災害に備え、国や県と連携して河川や防災拠点・施設の整備などを推進します。地域防災力を高めるため、自主防災組織や防災士

の会等が中心となって地域の防災訓練や洪水ハザードマップの普及、地区防災計画作成等の災害時の防災体制づくりや小中学生への防災教育を行うことで、町民や事業者への防災意識の醸成に努めます。

◆熱中症予防の推進

熱中症の増加を防ぐため、予防・対処法の普及啓発を進めます。

また、日傘や緑のカーテン、打ち水などの普及により、体感温度や住宅・建物周辺の気温の低下を図ります。

◆その他適応策の推進

気候変動の現状や将来への影響について学ぶ機会を設け、町民や事業者への啓発を推進します。

○取組項目と実施主体

◎：主体として取り組む ○：協力・参加する 空白：必要に応じて参加・協力する

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
再生可能エネルギーの推進	◎	○	◎	○
エコドライブの推進	○	◎	◎	○
充電インフラの整備	○		◎	
公共交通機関の利用促進	○	◎	○	○
国民運動「クールチョイス」の推進	◎	◎	◎	○
住宅・ビル等の省エネルギー対応	○	◎	◎	○
防災まちづくりの推進	◎	◎	○	◎
熱中症予防の推進	◎	◎	○	◎

○環境指標

項目	単位	現状 (R3)	目標 (R9)
固定価格買取制度(*1)における再生可能エネルギー発電設備導入容量	kW	4,719	5,414
自動車の充電インフラ箇所数	箇所	2	3
公共交通機関利用者数(*2)	千人 / 年	427	895
町施設における温室効果ガス排出量	t-CO ₂ / 年	3,797	3,370

(*1)「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは、再生可能エネルギーの普及・促進を目的として、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間・一定価格で買い取ることを国が約束する制度。

(*2)えちぜん鉄道・京福バス・町コミュニティバス・近助タクシーの年間利用者数。



2-4 生活環境の保全

私たちが快適に生活でき、様々な生物が生存していくためには、空気や水などの身近な環境をきれいに保つ必要があります。公害や不法投棄の防止等に向けた事業所への指導や町民への啓発に取り組みます。また、人の心にうるおいとやすらぎを与える美しいまちづくりを目指して、美化活動や花いっぱい運動などの緑化活動を進めます。

(1) 公害の防止、対応

典型公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)をはじめとする環境汚染を防止するため、関係機関と連携し、今後とも監視、指導、啓発等を継続します。とりわけ、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントなど人の健康への影響が懸念される大気汚染については、住民への情報発信と注意喚起を行っていきます。

(2) 野外焼却(野焼き)の禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外(*)を除き、野外焼却(野焼き)は禁止されています。野外焼却は、法令に違反することに加えて、煙や悪臭、火災予防の観点から周囲の迷惑になります。ドラム缶やブロックを積んで作った簡易焼却炉で焼却することや、また、堤防や用排水路などの清掃で回収したごみを焼却することも禁止されています。

(*)例外として、以下の事例では野外焼却が認められることもありますが、周囲の迷惑となる場合は、行政指導の対象となります。風向きや天候に注意し、周囲の迷惑にならないように配慮する必要があります。

- ◆ 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないもの(稲わらや焼畑農法など)
- ◆ どんど焼き等の地域の行事での焼却
- ◆ 国または地方公共団体がその施設の管理を行うためのもの
- ◆ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの

(3) 不法投棄やポイ捨て、ふん害等の防止の推進

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって禁止されています。不法投棄物の処理については、投棄者、土地または建物の占有者(管理者)の順番で撤去する責任があります。管理者は、不法投棄の予防策として、草刈やロープを張るなどして空き地等への不法投棄を誘発しないような環境づくりをすることが大切です。

町では、不法投棄防止パトロールを実施し、監視および不法投棄の撲滅に努めます。不法投棄やごみのポイ捨て、ペット類のふん害防止のために、それぞれがマナーを守るよう啓発するとともに、注意を促す看板等の設置をします。また、野良猫の去勢手術に対する助成を行うなど、野良猫を増やさないことにより、町民の快適な生活環境を保全します。

(4)町民一斉清掃・九頭竜川クリーンアップ作戦、花いっぱい運動の推進

毎年4月第3日曜日を「町民清掃の日」と定め、町民・事業者・町(行政)が一体となって町内一斉清掃を行います。また、NPO法人ドラゴンリバー交流会の呼びかけによる「九頭竜川クリーンアップ作戦」に積極的に参加します。

人の心にうるおいとやすらぎを与える美しいまちづくりに向けて、花いっぱい運動など地域の緑化活動を推進します。

(5)公共下水道の普及・維持管理の推進

公共下水道や農業集落排水処理施設への接続を呼びかけ、下水道等に未接続の場合はすみやかな接続を促します。また、下水道施設・設備の劣化状況を調査するなど維持管理を推進します。

○取組項目と実施主体

◎:主体として取り組む ○:協力・参加する 空白:必要に応じて参加・協力する

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
公害の防止・対応	◎	○	◎	
野外焼却(野焼き)の禁止	○	◎	◎	
不法投棄やポイ捨て、ふん害等の防止の推進	○	◎	◎	
町民一斉清掃や九頭竜川クリーンアップ作戦	○	◎	○	○
公共下水道の普及促進	◎	○	○	

○環境指標

項目	単位	現状 (R3)	目標 (R9)
公害防止啓発活動件数 不法投棄パトロールおよび広報数	件 / 年	50	60
公害苦情件数(野焼き含む)	件 / 年	21	0
不法投棄対応件数	件 / 年	24	(*)
九頭竜川クリーンアップ作戦参加者数	人 / 年	200	300

(*)目標値を設けず、経年推移や増減要因を把握する項目とする。

第3章 重点施策と行動計画

本章では、生物環境の保全とそれらを活用した環境教育および地域資源を活用した高齢化・健康社会への対応の2つを重点施策として掲げ、分野横断的な行動計画を示します。この行動計画の実施によって複数の団体が結びつき、人づくりが自然にできることを期待しています。また、第2章と同様に「取組項目と実施主体」および「環境指標」を表としてまとめました。

3-1 サクラマスやホタル等を指標とした水辺環境の保全・活用

九頭竜川は、「母なる川」として古くから地域の人々の生活と密接な関わりを持ち、親しまれてきた北陸屈指の大河川です。そこに生息するサクラマス、アユ、アラレガコや、その支川や用水路に生息するホタルは、町の豊かな自然、美しい水を象徴するもので、これら貴重な生きものと水辺環境の保全・再生を進めます。

(1) サクラマスの生息環境の保全・活用

サクラマスはヤマメの一部が海に降りたもので、約1年間の海洋生活を経て、故郷の川に戻ってきます。水が冷たくきれいな上流の支川で産卵し、サケの仲間ですが海洋よりも河川での生活が長く、上流から下流と河川の最も広い範囲を利用しており、河川環境を把握・評価する指標種として最適です。このサクラマスについて、遡上・産卵場となる環境の保全や個体数の維持に努めるとともに、川と海のつながりや生物多様性について学ぶ場として活用します。

◆サクラマスの遡上環境と河床の改善

(活動) 九頭竜川支川において産卵場の造成などを行います。

(趣旨) サクラマスは産卵のために支流に遡上しますが、落差工などで連続性が絶たれていると、産卵適地にまで遡上できません。また、産卵のためには、河床の礫と礫の間に隙間があり、浮石で水通しが良く卵に十分な酸素が供給されていることが重要となります。



サクラマス(環境省準絶滅危惧種)



人工産卵場造成

◆遺伝的固有性を守ったサクラマス稚魚の放流

(活動)五松橋下流にて、春と秋に分かれて、町内の全年長園児が、九頭竜川中部漁業協同組合の行うサクラマスの稚魚放流会に参加します。そこでは、九頭竜川で採捕したサクラマスの稚魚を育成している環境保全団体が、サクラマスの生態や川の環境について園児たちに話をします。

(趣旨)サクラマスは河川ごとに適応・進化しているため、放流する場合には、九頭竜川固有の遺伝子を守り生態系のバランスに配慮した適正数を放流することが大切です。



◆サクラマスの飼育体験と環境学習

(活動)サクラマスの発眼卵を希望の小学校に配布します。飼育や観察、環境学習を行ったのち学校の近くの支川に放流します。秋には、回帰したサクラマスの観察会を行います。

(趣旨)サクラマスを題材にした学習を継続することは、河川環境や生物多様性の理解を深め永平寺町の特色ある教育につながります。

(2)ホタル生息環境の保全・活用

ホタルはコウチュウ目ホタル科に分類される昆虫の総称で、永平寺町吉野地区や志比南地区に代表される地域住民の保全活動によって、毎年、川面を飛び交うたくさんのホタルを見ることができます。ホタルが飛び交う環境を将来に引き継ぐため、水と緑がつながる水辺環境の保全を進めるとともに、環境学習の場として活用します。

◆ホタル生息環境の保全

(活動)河川の維持管理をするとともに、ホタルの生殖期間中(6月)の屋外体育施設のナイター照明等の使用制限、ホタル生息域の河川周辺田における農薬等の適正管理、およびホタルの飼育・放虫を行います。

(趣旨)地域の川をホタルが棲める川として生息環境に配慮するとともに水と緑がつながる水辺の保全・創出を図ります。



ホタル生息地(荒川)

◆ホタル生息環境の学習

(活動)ホタルの生息する河川の水質や生態について学習します。また、河川で生きものの調査を実施し、啓発看板を作成します。

(趣旨)ホタルやその生息環境としての河川等の良さを知りそれを守るために自分たちでできることを実行します。

◆ホタル観察会

(活動)生殖活動期間中のホタル観察会を継続的に実施します。

(趣旨)ホタルを鑑賞することを通して水辺環境について考え、その保全活動に取り組む契機をつくります。



河川での生きもの調査

○取組項目と実施主体

◎:主体として取り組む ○:協力・参加する 空白:必要に応じて参加・協力する

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
サクラマスの遡上環境と河床の改善	○	◎	◎	○
遺伝的固有性を守るサクラマス稚魚の放流	○	○	◎	○
サクラマスの飼育体験と環境学習	○	◎	○	○
サクラマスの産卵に関する調査 (河川環境改善の指標として)	○	◎		○
ホタル生息環境の保全	○	◎	○	○
ホタル生息環境の学習	○	◎		○

○環境指標

項目	単位	現状 (R3)	目標 (R9)
河川環境改善の指標(産卵床の数、サイズ、水深、流速、水温、水質、重複産卵の有無など)	実施	実施	毎年調査
サクラマス稚魚の放流会に参加した町内園児の総数(2008 年度からの累計)	人	2,031	3,100
ホタル観察会回数	回 / 年	16	16

3-2 地域資源を活用した高齢化・健康社会への適応

高齢化・健康社会に適応するための施策として、自然の中での健康プログラムの実施と空き家等の利用を促進して安心して持続可能な社会を目指します。

(1)地域資源を活用した健康プログラムの実施

(活動)自然豊かな里山での「気候療法」(*)や、温泉、禅体験、食(精進料理)、歴史的・文化的遺産とのふれあい、音楽(ハープ)、大学の施設を利用した学びを組み合わせた健康プログラムの実施を促進します。

(趣旨)永平寺町には、登山愛好家に人気の標高 1,053mの浄法寺山や、吉峰寺から大佛寺山を経て永平寺へと至る稜線沿いの祖跡巡拝山岳コース等、登山道の整備された起伏のあるコースや、清浄な空気、安らぎや癒しの効果をもつ豊かな森林環境があり、山の気候を利活用した気候療法に適した地です。天然温泉をはじめ、地域の自然・歴史・文化と組み合わせたアカデミックで魅力的な健康プログラムをすることにより、疾病予防や健康増進に寄与できます。また、環境に対する意識を高めることにもつながります。

(*)汚染大気やむし暑さのない(保護性の)気候環境、および身体鍛錬につながる(刺激性の)気候環境を利用して、そこで運動したり休養したりすることにより病気の予防や健康増進をめざす身体にやさしい自然療法の一つ。

(2)高齡化社会、健康社会のための場づくりと空き家の利用促進

(活動)空き家情報バンクを活用し、移住定住を推進するとともに、空き家を学生・留学生・高齢者・障がい者が活動し、生活できるシェアハウスとして利用することなどを促進します。

(趣旨)自然共生社会、循環型社会、脱炭素社会の3つの社会を実現するうえでは、高齢者や障がい者が、不安を感じる事無く安心して健康に便利で生活できることが要件となります。退職者、高齢者、障がい者が働ける場づくり、安心でつながりのある場づくりは、過疎の不安がない持続可能なまちを形成すると考えられ、それは、若者や県外、国外者にも関心を促すものと考えます。

○取組項目と実施主体

◎:主体として取り組む ○:協力・参加する

項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
地域資源を活用した健康プログラムの実施	○	◎	○	○
高齡化社会、健康社会のための場づくり	◎	○	○	○
空き家の利用促進	○	◎	◎	○

○環境指標

項目	単位	現状 (R3)	目標 (R9)
地域資源を活用した健康プログラム	-	未実施	実施
空き家を利用した定住件数(累計登録数)	件	38	(*)

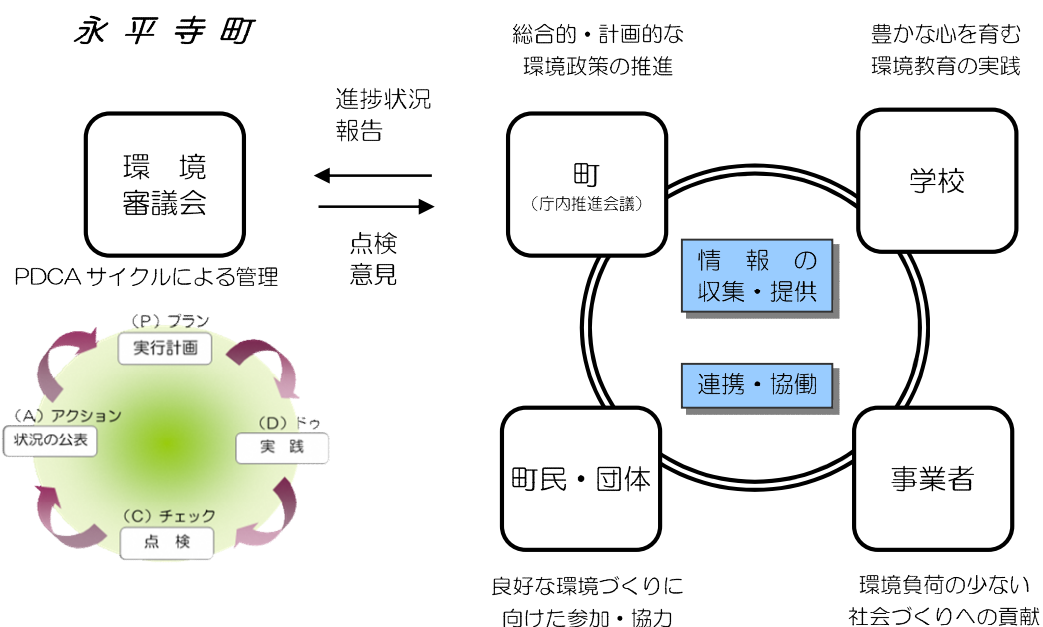
(*)永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標数値とする。

第4章 計画の推進

4-1 推進体制

本計画では、第2次計画の推進体制を継続し、下図のような町、町民・団体、事業者、学校が対等の立場で適宜計画進行を担う体制を構築します。これら4者がときに主体となり、ときに協力者あるいは参加者となる体制です。また、町(行政)では、庁内推進会議を設置し、関係部局と連携しながら環境政策を推進します。そして、環境審議会は進捗状況の報告を受け、点検し意見します。

計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル(PDCA)で管理することとし、PDCA サイクルは、「P:計画(方針・目標の設定)→D:実践→C:点検→A:見直し」の繰返しの中で、継続的に改善を行います。



計画の推進体制



4-2 環境担い手の育成と確保

人口減少、少子高齢化が進む中、施策や行動計画の取り組みを実施するのは私たちです。全ての行動計画を実施するには、取り組みを担う人材を確保するとともに取り組みを率先して行うリーダーを養成することも重要です。そのため、学校と地域が連携して環境教育の実践や学生を人材として活用することを検討するとともに、情報収集・提供や人材の育成を推進します。

(1) 学校と地域が連携した環境教育の実践

農業体験やアユつり体験等を通しての里地・里山・里川でのアクティブラーニングの実践に努めます。また、こどもエコクラブ活動などを推進します。

永平寺町と、福井大学および福井県立大学との包括的連携協定に基づき、環境面での施策考案等連携して行っていくよう努めます。定植や収穫など農繁期において、農業インターンシップを行い、農業就労体験や地域貢献活動の場として活用することを検討します。



田植え体験

環境ポスターの作成や展覧を通しての環境に対する意識の向上や国・県・町の支援策を活用した環境学習の実践に努めます。

(2) 環境活動に対する情報収集・提供

環境活動に関する情報発信に町広報紙やホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の多様なメディアを活用し、環境活動に参加しやすい仕組みづくりを推進し、環境活動に関わる人材を育成、確保していきます。

(3) 環境美化推進員の育成

環境やごみ問題に関する研修会や、地域の環境美化活動を通じて、地域の環境リーダーを育成します。

地域の環境リーダーでもある環境美化推進員は、地域の環境保全・美化を担うリーダーとして活動しています。具体的には、ごみの適正排出のための分別収集や減量化に関する地区住民への指導、不法投棄廃棄物を発見した際の情報提供と巡回パトロールの実施、再発防止への取り組み、地域の美化活動などを通して、住みよい生活環境づくりを推進しています。

○取組項目と実施主体

◎:主体として取り組む ○:協力・参加する 空白:必要に応じて参加・協力する

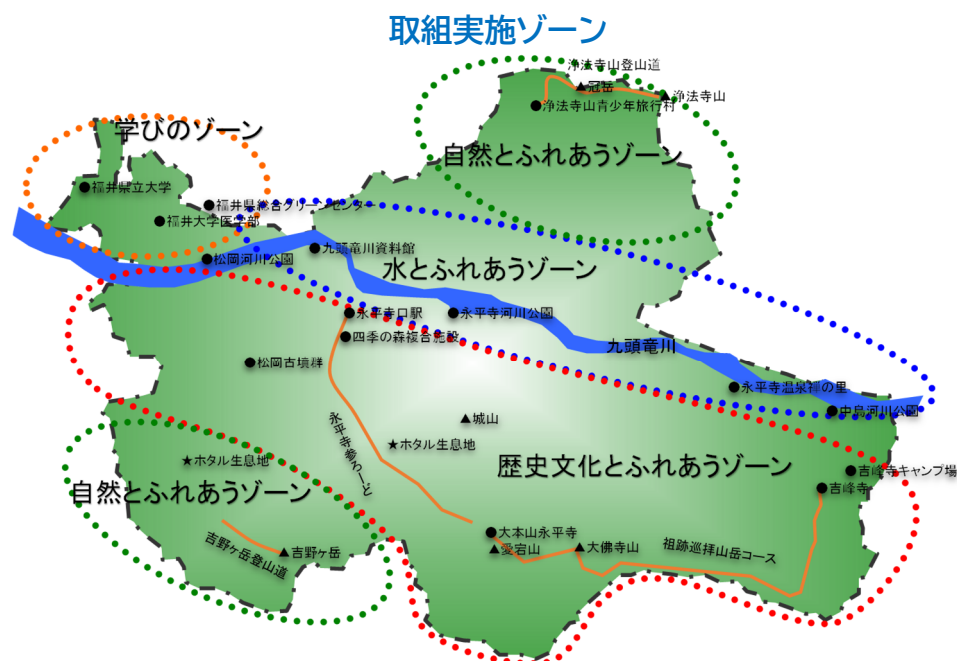
項目	主体			
	町	町民・団体	事業者	学校
学校と地域が連携した環境教育の実践	○	◎	○	◎
環境活動に対する情報収集・提供	◎	○	○	○
環境美化推進員の育成	◎	○		

○環境指標

項目	単位	現状 (R3)	目標 (R9)
学校での環境に関する授業時間	時間 / 年	73.8	75
こどもエコクラブ登録児童数の在校生に対する割合	%	87.9	100
広報誌・ホームページ等を活用した情報発信	回 / 年	23	24
環境に関する講演会・研修会等の実施回数 (環境ウォークを含む)	回 / 年	7	9

4-3 取組実施ゾーン

施策を実施する地域を、自然環境や土地利用を勘案して、「自然とふれあうゾーン」、「水とふれあうゾーン」、「歴史文化とふれあうゾーン」、「学びのゾーン」の4つに区分し、下図に示します。永平寺町は、このように恵まれた地域資源をもっていることを念頭に、今後、多彩な環境行動を展開していきます。



資料編

- 1 計画改定の経緯 資料-1
- 2 関係者名簿.....資料-1
- 3 永平寺町環境基本条例.....資料-2

1 計画改定の経緯

年月日	審議等	主な議論内容
令和4年9月26日	諮問	・第2次永平寺町環境基本計画の改定について、環境審議会へ諮問
	永平寺町環境審議会	・計画の概要、経過報告について ・第2次永平寺町環境基本計画改定のねらい、スケジュールについて
令和4年11月29日	永平寺町環境審議会	・第1回環境審議会協議内容について ・第2次永平寺町環境基本計画改定の方向性、改定案について
令和5年1月16日～31日	パブリックコメント	
令和5年2月8日	永平寺町環境審議会	・第2次永平寺町環境基本計画改定案について
令和5年2月16日	答申	・第2次永平寺町環境基本計画の改定について、環境審議会から答申

2 関係者名簿

【永平寺町環境審議会委員】(敬称略、五十音順、令和5年3月現在)

氏名	公職・団体等	備考
天谷 菜海	住民代表	
片岡 和治	JA福井県 理事	副会長
金山 ひとみ	福井大学医学部国際社会医学講座 環境保健学教室 講師	会長
鈴木 茂喜	永平寺町商工会長	
鈴木 知子	永平寺町女性連絡協議会	
長岡 千恵子	永平寺町議会議員	
野村 博明	松岡中学校 校長	
前田 央子	福井健康福祉センター 環境衛生課 課長	
渡邊 光江	住民代表	

3 永平寺町環境基本条例

平成19年6月27日
条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第10条)

第3章 環境保全施策の手法(第11条—第18条)

第4章 推進体制(第19条・第20条)

第5章 環境審議会(第21条—第29条)

附則

永平寺町は、緑豊かな山並み、地域の中央を流れる一級河川九頭竜川のほか、大本山永平寺や吉峰寺、手繰ヶ城山古墳などが集積する歴史文化資源と、福井大学医学部や福井県立大学等、若者が集う学術研究施設が立地する恵まれた地域である。

しかし、近年の社会構造や生活様式の変化により、私たちの身近な環境に影響を及ぼしている。

このような中、河川や森林、歴史文化資源を保全すると共に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の環境意識を高め、一人ひとりが環境保全の大切さを自覚し、永平寺町の良好な自然環境、生活環境を次世代に引き継いでいかなければならない。

特に永平寺町においては、高速交通体系の整備が進むことにより経済効果を得る反面、車や人の出入りが多くなることによる大気汚染や廃棄物増等の諸問題が予想される。

このような認識のもとに、行政、事業者、及び町民すべてが、自らの生活様式や社会経済活動を見直し、環境に配慮した地域社会の創造を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造(以下「環境の保全」という。)について、基本理念を定め、並びに町、事業者、及び町民(通勤者、通学者、観光客等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる各号を目的として行われなければならない。

(1) 町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(2) 循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

(3) 大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び樹林地、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境が実現されることを旨として、行われなければならない。

(4) 地球環境保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、自然環境を保全するとともに、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動にかかわる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、事業活動に伴う苦情や紛争に対し、誠意を持って、その解決にあたらなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、地域の環境の保全のための活動に積極的に参加するとともに、町が実施する環境の保全に関する施策を共に検討し、その実現に協力しなければならない。

2 町民は、日常生活において、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 基本的施策

(環境保全施策)

第7条 町は、第3条に定める基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる施策(以下「環境保全施策」という。)を推進するものとする。

(1) 公害を防止し、及び水、空気、土等の自然環境の構成要素を保全すること。

(2) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること。

(3) 自然の生態系を保護すること。

(4) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。

(5) 廃棄物を出さない地域社会を目指した、資源の消費の抑制及び再利用並びに廃棄物の減量を推進すること。

(6) 有害化学物質に関する知識及び情報を収集し、並びに有害化学物質による被害を未然に防止すること。

(7) 地球温暖化の防止及びオゾン層の保護に寄与すること。

(8) 景観を保全し、及び創造し、並びに歴史的文化的遺産を保護すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な措置を講ずること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、永平寺町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる各号について定めるものとする。

(1) 環境保全に関する目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境保全施策を推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、永平寺町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見が反映できるように必要な措置を講じなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。(町の施策における環境配慮)

第9条 町は、町の講ずる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するものとする。

(環境の状況等の公表)

第10条 町長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について公表しなければならない。

第3章 環境保全施策の手法

(規制の措置)

第11条 町は、公害を防止し、自然環境を保全し、その他環境を保全するため、必要な規制の措置を講ずよう努めるものとする。

(協定)

第12条 町は、必要と認めるときは、事業者等との間で環境の保全に関する協定を締結することができる。

(助言、助成等)

第13条 町は、環境を保全するため必要があるときは、環境への負荷を生じさせる活動を行うものが、その活動にかかわる環境への負荷を低減するための措置をとることとなるよう、技術的な助言、経済的な助成等の適切な措置を講ずよう努めるものとする。

(施設の整備)

第14条 町は、下水道、公園その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第15条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響の評価について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第16条 町は、環境の保全に関する教育及び学習の推進のため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第17条 町は、事業者、町民又はこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、資源回収活動、環境学習その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 町は、第16条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的活動の促進に資する為、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4章 推進体制

(関係機関との連携及び協力)

第19条 町は、国、県、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、及び協力して、環境保全施策の推進に努めるものとする。

(体制の整備)

第20条 町は、環境保全施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第5章 環境審議会

(設置)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、永平寺町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第22条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる各号について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第23条 審議会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町議会議員

(3) 各種団体の代表

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が必要と認める者

3 前項の委員のほか、特別の専門的事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第27条 審議会は、必要があると認めるときは委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見の聴取及び説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は総合政策課において処理する。

(その他)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成26年4月25日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(令和4年3月16日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。



第2次永平寺町環境基本計画 改定版

令和5年3月策定

永平寺町総合政策課

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL:0776-61-3942 / FAX:0776-61-2434

E-mai:seisaku@town.eiheiji.fukui.jp

URL:<https://www.town.eiheiji.lg.jp/>